

## 議題(2) 介護老人福祉施設等の整備に関すること

第 7 期柏市高齢者いきいきプラン 21（以下「第 7 期プラン」という）において、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム，以下「特養」という）については 160 床の整備を位置づけています。

また，第 7 期プランには，特養の整備にあたり，ユニット型施設の整備とともに，市民ニーズの高い従来型多床室の整備についても検討を進めると位置づけており，平成 29 年度第 5 回及び第 6 回柏市高齢者健康福祉専門分科会においても，課題の整理と検討を進める旨を御報告させていただいたところです。

それらを踏まえ，第 7 期における特養の整備について，方向性を検討したことから，その結果を御説明させていただくものです。

### 1 第 7 期プランに基づく特養の整備について

検討を行った結果，第 7 期における特養の整備については，次の方向性で実施したいと考えております。

- (1) 第 7 期プランに位置付けた特養の整備にあたっては，ユニット型施設（以下「ユニット型」という）及び従来型多床室（以下「多床室」という）の両方を整備することとしたいと考えております。
- (2) 現在の条例において，多床室は既存施設の増床のみ整備が可能であるため，平成 31 年 3 月中に，既存の多床室の特養に対し，増床希望の調査を実施し，多床室の整備見込みを確認します。
- (3) 増床により必要な数の多床室の整備が実現できない可能性もあることから，必要に応じて第 7 期の公募においても多床室の新設整備が行えるよう，平成 31 年度の早期に，「柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例」等の関係条例の改正案を市議会へ上程したいと考えております。  
（条例改正の素案は資料 2 - ② 1 のとおり）

## 2 1の結論に至った理由について

### 1 平成29年度における説明内容

平成29年度の当分科会において、御説明をさせていただいたことは次のとおりです。

#### (1) 多床室の新設整備の検討を行った理由

第7期プランの策定に先立ち、特別養護老人ホーム待機者調査を行ったところ『特別養護老人ホームを選ぶ際に重視すること』として、回答者の45.4%が「費用が安い多床室」と答えました。

また、『早期に入所を希望する』と回答した方の50%が「費用の安い多床室」を希望していることが分かりました。

その結果から、特養の整備に当たっては、ユニット型のみではなく費用負担が少ない多床室の新設整備が必要なのではないかと考え、当分科会において御説明をさせていただきました。

#### (2) 多床室の整備に当たり検討を要する課題

当分科会で御指摘いただいたことを踏まえ、多床室の新設整備に当たっては、待機者の精査とともに以下の課題について検証を行い、結論を導く必要があると考えました。

課題1：柏市がユニット型を推進してきた理由に係る現状と課題の整理及び確認

課題2：実待機者における多床室の必要性の分析

課題3：多床室の課題の調査及びそれに配慮し得る対策の検討

そこで、この課題について検討を行い、柏市における多床室の新設整備の必要性について方向性がまとまった時点で、改めて分科会に議題を提出し、意見を伺うこととしました。

## 2 検討内容

課題1：柏市がユニット型を推進してきた理由に係る現状と課題の整理及び確認

平成24年度の地域主権改革に伴い、現在の「柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例」を含む基準条例を制定した際に、柏市がユニット型の整備を推進することとした理由及びその課題として指摘されたことは次のとおりです。

### 【理由1】

特養は終のすみかであり、今後の施設整備においては量的な拡大にとどまらず質的な拡充に努める必要がある。

利用者が自宅で過ごしていたような日常生活を継続し、これまでと同じ生活を楽しむためには、ユニットケアの推進が必要である。  
また、プライバシーの観点から、施設面の質的な拡充の推進として個室化を進める必要がある。

#### 【現状】

- ① 特養が終のすみかであることは現状においても変化はなく、また、最期まで住み続ける場所として量のみならず質的な拡充が必要であることも、現状において変わりはない。
- ② ユニット型は、国の基準上「入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮すること」が求められており、利用者が自宅での生活を継続するために、ユニットケアを推進する必要があることは、現状において変わりはない。
- ③ プライバシー保護の観点から、質的な拡充の推進のために個室の整備が必要という点についても、現状において変わりはない。

⇒ 従って、現行条例を制定した当時と現在で、市として特養整備に対する基本的な考え方は変わっていない。

#### 【理由 2】

国においては、2025年までに特別養護老人ホーム(地域密着型含む)のユニット型の割合を70%以上とすることを目標としている。

そのような中(平成24年度の)柏市の特養におけるユニット型の割合は43.8%であるため、新設整備の特養をユニット型とすることで国の目標値に近づけていくこととする。

#### 【現状】

- ① 国が示す2025年までのユニット型の目標値は、現在も70%と変わりはない。
- ② 平成31年2月1日現在、柏市のユニット型の割合は55.9%であり、平成24年度に比べるとユニット化は推進されているが、国の目標値70%には達していない。(資料2-②2参照)
- ③ 国の基準は努力義務であり、地域の実情に応じて目標を定めることが求められている。

#### 【平成24年度の条例改正時に課題として指摘された事項】

- ・ユニット型は多床室に比して利用料が高いので、夫婦の片方が入る分の費用を賄っても、自宅で暮らす方の生活費用が捻出できなくなる場合もあるのではないかと。中間層が最も厚い層だと思われるが、それらの方を救える手立てはあるのか。
- ・個室では寂しいという方もいると思うので選択肢を残して欲しい。

【課題に対する対応策として示されたこと】

- ① 条例で特養の設備基準を緩和することにより，建設費の軽減を図る。軽減された建設費を，室料の利用料軽減に反映することも可能である。
- ② 負担限度額認定により，国民年金の範囲内でユニット型に入所することが可能である。また，柏市の介護保険被保険者の特養入所者の約70%が所得段階第3段階までの方であり，負担限度額認定を受けられるため，ユニット型でも利用が可能である。
- ③ 条例上，既存施設は多床室を継続することにより，一定数の多床室が運営可能となることから，必要な数を補うことは可能である。

【課題の対応策に関する現状】

- ① 平成24年度の条例改正後に整備されたユニット型の居住費は，それ以前に整備されたユニット型と比較して平均1,800円（/月）安い。
- ② ユニット型でも，負担限度額認定を受ければ多床室と同額程度で入所が可能である。〔資料2-②3参照〕  
一方，平成27年度の制度改正により，本人が非課税でも配偶者が課税の場合は負担限度額認定の対象外となったため，所得に対する入所費用の負担が大きい方は増加している。〔資料2-②4参照〕
- ③ 第6期に既存施設の増床等を実施した結果，多床室51床，ユニット型50床が整備されており，現行条例を活用した多床室の整備は図られている。

【以上に基づく考察】

- ・ 市として特養整備に対する基本的な考え方は変わっていない。
- ・ しかし，国の制度改正により，負担限度額認定の対象外となる方が増えている中，費用負担が少ない施設を整備することも，セーフティネットの役割を担う市の責務である。
- ・ 既存の多床室の活用により，一定数の多床室が確保可能なことから，現状における多床室のニーズを改めて確認し，それに対する供給面の過不足を把握する必要がある。

課題2：実待機者における多床室の必要性の分析

(1) 実待機者の申込状況等について

平成30年10月1日現在の実待機者677人の申込状況等を確認した結果，以下のことが把握できました。〔資料2-②5参照〕

- ① 所得段階1～3の方においては，ユニット型よりも多床室のニーズが高いが，ユニット型の需要も一定数ある。
- ② 所得段階4～6の方においては，多床室とユニット型のニーズは同程度である。
- ③ 所得段階7以上の方においては，ユニット型のニーズが比較的高いが，多床室のニーズも一定数ある。

⇒ 所得段階に関わらず、ユニット型及び多床室のニーズはそれぞれ一定数あり、合計すると、ほぼ同程度の割合で希望があることが分かりました。

(2) 早期に入所が必要と考えられる方の申込状況について

ア 「特別養護老人ホーム待機者調査」の結果によると、待機者により入所希望時期に差があることが伺えます。

そこで、入所判定基準に基づき【待機者のうち早期の入所が必要と考えられる方】を推計しました。

その結果、【待機者のうち早期の入所が必要と考えられる方】は188人であり、そのうち多床室のみを希望している方は64人おられました。〔別紙資料2-②6参照〕

また、早期の入所が必要と考えられる方のうち、多床室とユニット型両方に申し込んでいるが、多床室をより多く申し込んでいる方は11人おられました。

そこで、【64人+11人=75人が、多床室を強く希望する早期の入所が必要な方】と考えました。

イ 直近2年間の既存特養の入所状況を確認したところ、市内多床室には6ヶ月以内に64人～99人の方が入所しています。〔資料2-②7参照〕

【以上に基づく考察】

- ・ 【多床室を強く希望する早期の入所が必要な方 75人】は概ね6ヶ月以内に入所が可能と推測されるため、現時点で多床室に過不足は生じていないと考えました。
- ・ しかし、要介護高齢者が一層増加する中で、多床室のみを希望する方も増えることが推測される中、ユニット型のみの整備を進めると、今後は多床室の不足が生じることが見込まれます。
- ・ そのため、柏市の第7期の特養整備においては、ユニット型を推進しつつも、多床室の整備も併せて行う事が必要だと考えました。
- ・ なお、柏市では、多床室の整備は既存の多床室の増床のみ可能ですが、増床による整備には限りがあります。  
そこで、既存施設の増床要望の調査を行った結果、新設が必要となった際に第7期においても新設の公募が可能となるよう、平成31年度の早期に、多床室の新設整備が可能となるよう、条例改正の議案を市議会に上程したいと考えております。

### 課題3：多床室の課題の調査及びそれに配慮し得る対策の検討

多床室は、個室よりもプライバシーの確保がしづらい環境であると考えられますが、市では既存施設に対し、千葉県補助金を活用した居室のプライバシー保護化改修の要望調査を毎年実施しています。

現に検討している施設もあり、多床室の施設における入所者のプライバシーの配慮に向けた検討が進んでいるところです。

今後、多床室の整備を行うに当たっては、プライバシーに配慮した居室にすることを整備の条件にしたいと考えております。

### 3 まとめ

これらの検討に基づき、第7期の特養整備は以下の方向性で行ってまいりたいと考えております。（以下再掲）

- (1) 第7期プランに位置付けた特養の整備にあたっては、ユニット型施設（以下「ユニット型」という）及び従来型多床室（以下「多床室」という）の両方を整備することとしたいと考えております。
- (2) 現在の条例において、多床室は既存施設の増床のみ整備が可能であるため、平成31年3月中に、既存の多床室の特養に対し、増床希望の調査を実施し、多床室の整備見込みを確認します。
- (3) 増床により必要な数の多床室の整備が実現できない可能性もあることから、必要に応じて第7期の公募においても多床室の新設整備が行えるよう、平成31年度の早期に、「柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例」等の関係条例の改正案を市議会へ上程したいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 1 条例の改正案

## ■ 柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例 第3条

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次条から第13条までに定めるもののほか、基準省令第2条から第63条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。

⇒ 柏市は、国の「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の規定『1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。』に準じている。

⇒ この内容を、千葉県「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」に準じ、『1の居室の定員は、4人以下とすること。』と改正しようとするもの。

(補足) 「柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例」  
「柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例」  
「柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例」  
の3つの条例の改正が必要。

## 2 千葉県内の特養の整備状況

	柏市	千葉市	船橋市	松戸市	流山市	我孫子市	野田市
H31.2.1現在 整備床数	1,515	3,649	2,177	1,712	876	618	890
うちユニット	847	2,029	913	1,016	578	238	570
ユニット化率	55.9%	55.6%	41.9%	59.3%	66.0%	38.5%	64.0%
第6期の公募でH32.4までに整備が確定している床数	ユニット 0 多床室 0	ユニット 0 多床室 0	ユニット 40 多床室 40	ユニット 69 多床室 31	ユニット 60 多床室 40	ユニット 0 多床室 0	ユニット 0 多床室 0
ユニット化率	55.9%	55.6%	42.2%	59.9%	65.4%	38.5%	64.0%
第7期の整備予定	160 (内訳未定)	560 (内訳未定)	290 (内訳未定)	ユニット 80 多床室 0	ユニット 70 多床室 40	ユニット 0 多床室 0	未定 未定
ユニット化率 見込み	未定	H32.4で 57.5%	未定	61.6%	65.2%	38.5%	64.0%
	鎌ヶ谷市	白井市	印西市	市川市	習志野市	浦安市	八千代市
H31.2.1現在 整備床数	606	289	460	1,135	620	345	631
うちユニット	290	209	302	767	290	215	240
ユニット化率	47.9%	72.3%	65.7%	67.6%	46.8%	62.3%	38.0%
第6期の公募でH32.4までに整備が確定している床数	ユニット 26 多床室 0	ユニット 0 多床室 0	ユニット 0 多床室 0	ユニット 100 多床室 0	ユニット 0 多床室 0	ユニット 0 多床室 0	ユニット 29 多床室 0
ユニット化率	50%	72.3%	65.7%	70.2%	46.8%	62.3%	40.8%
第7期の整備予定	ユニット 100 多床室 0	ユニット 0 多床室 0	ユニット 70 多床室 30	ユニット 300 多床室 0	ユニット 70 多床室 30	ユニット 29 多床室 0	ユニット 50 多床室 0
ユニット化率 見込み	56.8%	72.3%	66.4%	76.0%	50.0%	65.2%	44.9%

### 3 ユニット型と多床室の月額費用比較

■特養の費用比較（1割負担，要介護3の方，30日分）					（単位：円）
ユニット型		介護サービス費	居住費等	食費	合計
負担限度額 認定適用	第1段階	23,909	24,600	9,000	57,509
	第2段階	23,909	24,600	11,700	60,209
	第3段階	23,909	39,300	19,500	82,709
負担限度額対象外		23,909	59,100	41,400	124,409
多床室		介護サービス費	居住費等	食費	合計
負担限度額 認定適用	第1段階	21,413	0	9,000	30,413
	第2段階	21,413	11,100	11,700	44,213
	第3段階	21,413	11,100	19,500	52,013
負担限度額対象外		21,413	25,200	41,400	88,013

### 4 市内特養入所者の所得段階及び負担限度額認定の状況

■市内に所在する特養入所者の所得段階及び負担限度額認定（単位：人）			
ユニット型個室	所得段階	入所者数	負担限度額認定
	第1段階～第3段階	492	401
	第4段階～第6段階	100	4
	第7段階以上	130	3
	2号被保険者	7	5
	合計	729	413
多床室	所得段階	入所者数	負担限度額認定
	第1段階～第3段階	427	350
	第4段階～第6段階	76	7
	第7段階以上	54	0
	2号被保険者	1	1
	合計	558	358

※特養利用者1,513人のうち，従来型個室のハートかしわ利用者59人及び他市に所在する特養利用者167人は上記から除外している。

## 5 待機者の申込状況等

H30.10.1現在の待機者の申込施設ごとの所得段階						(単位:人)
	①ユニットのみ	②多床室のみ	③多床室 +ユニット	③の申込先の内訳		※待機者合計
所得段階1～3	105	131	89	多床室・ユニット同数	45	342
				多床室が多い	25	
				ユニットが多い	19	
所得段階4～6	67	63	50	多床室・ユニット同数	30	191
				多床室が多い	7	
				ユニットが多い	13	
所得段階7以上	53	37	33	多床室・ユニット同数	19	137
				多床室が多い	4	
				ユニットが多い	10	
2号被保険者	3	2	2	多床室・ユニット同数	2	7
計	228	233	174	多床室・ユニット同数	96	677
				多床室が多い	36	
				ユニットが多い	42	

※待機者合計の中には、上記の分類以外の「従来型個室のみ」、「従来型個室+ユニット型」、「従来型個室+多床室」の申込者も含む。なお、従来型個室は市内にハートかしのみであり、近居の理由により申し込みをされている方が多いと考えられたため分類から除外している。

## 6 待機者のうち早期に入所が必要と考えられる方

H30.10.1現在の待機者のうち、早期に入所が必要と考えられる方の申し込み施設及び所得段階						(単位:人)
	①ユニットのみ	②多床室のみ	③多床室 +ユニット	③の申込先の内訳		※合計
所得段階1～3	41	45	33	多床室・ユニット同数	19	119
				多床室が多い	8	
				ユニットが多い	6	
所得段階4～6	8	8	14	多床室・ユニット同数	6	30
				多床室が多い	3	
				ユニットが多い	5	
所得段階7以上	9	11	3	多床室・ユニット同数	2	23
				多床室が多い	0	
				ユニットが多い	1	
2号被保険者	0	0	1	多床室・ユニット同数	1	1
計	58	64	51	多床室・ユニット同数	28	173
				多床室が多い	11	
				ユニットが多い	12	

※合計の中には、上記の分類以外の「従来型個室のみ」、「従来型個室+ユニット型」、「従来型個室+多床室」の申込者も含む。なお、従来型個室は市内にハートかしのみであり、近居の理由により申し込みをされている方が多いと考えられたため分類から除外している。

※【早期に入所が必要と考えられる方】については以下の通り定義

- ・ 独居世帯かつ施設利用がない、要介護度3～5かつ認知症自立度Ⅲ a 以上の方
- ・ 高齢者のみ世帯かつ本人以外も要介護かつ施設利用がない、要介護度3～5かつ認知症自立度Ⅲ a 以上の方
- ・ 高齢者のみ世帯ではないが、本人以外も要介護かつ施設利用がない要介護度3～5かつ認知症自立度Ⅲ a 以上の方

## 7 直近2年間の既存特養の入所状況

■直近2年間の入所状況		(単位:人)	
期間	入所者数	施設ごとの内訳	
H28.10.1～H29.3.31	205	市内多床室	99
		市内ユニット型	94
		市内個室	0
		市外等	12
H29. 4.1～H29.9.30	187	市内多床室	76
		市内ユニット型	97
		市内個室	5
		市外等	9
H29.10.1～H30.3.31	179	市内多床室	70
		市内ユニット型	95
		市内個室	4
		市外等	10
H30. 4.1～H30.9.30	187	市内多床室	64
		市内ユニット型	99
		市内個室	6
		市外等	18